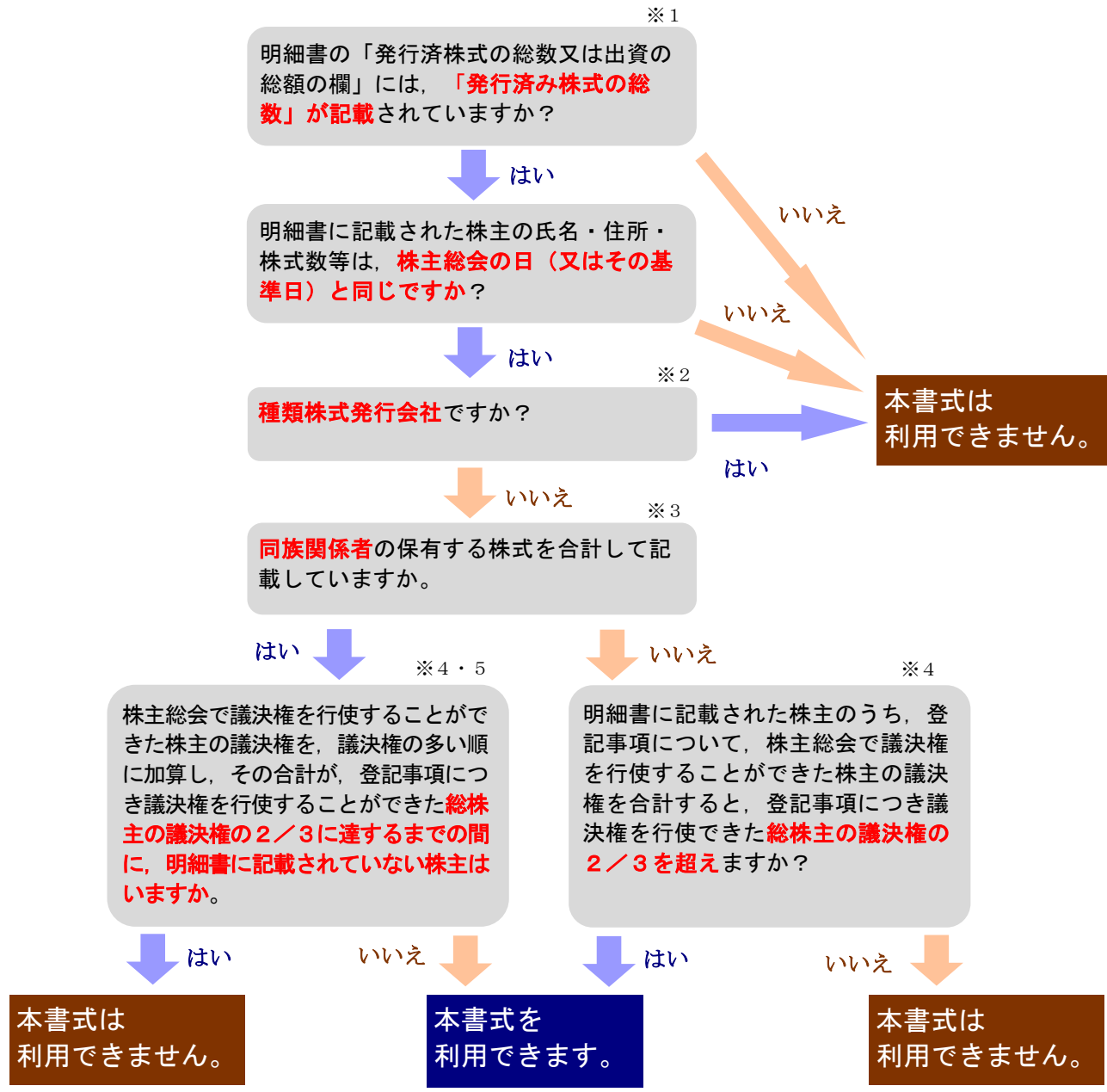


「同族会社等の判定に関する明細書」を添付した株主リスト

商業登記規則61条3項の書面（「株主リスト」）については、一定の場合に、法人税の確定申告の際に作成する「同族会社等の判定に関する明細書」（「明細書」）を添付する書式（書式2-1。以下「本書式」。）を利用して作成することができます。本書式を利用できる条件については、下のフローチャートを参考にしてください。



※1 本書式は、明細書の「発行済み株式の総数又は出資の総額の欄」に株式数を記載した株式会社についてのみ、利用できます。

※2 種類株式発行会社は、株主リストに、株主が有する種類株式の種類及び種類ごとの数の記載を要するため、本書式を利用できません。

※3 「同族関係者」を記載しているかは、明細書の「判定基準となる株主等との続柄」の欄に、「本人」以外の続柄（「妻」など）が記載されているかを見れば分かります。

※4 同族会社であっても、株主リストに記載すべき株主の数が足りない場合があります。株主リストに記載する「議決権数」は、登記事項について株主総会で行使することができた株主の議決権を基準にするため、明細書に記載された「議決権数」とは異なる場合があります。なお、算定の対象となる議決権は、株主総会に出席した株主の議決権に限られませんが、登記事項についての決議において行使できるものに限られます。

※5 例えば、発行済株式総数（1株につき議決権1個。いずれの議決権も株主総会で行使できた。）が100株（100個）の株式会社につき、明細書に「1位グループとして、A本人30株、A妻10株、2位グループとしてB本人25株、3位グループとしてC本人10株、C妻5株」と記載されていた場合に、明細書に記載されていないDが12株の株式を保有する場合には、株主リストに記載すべき株主は、A、B及びDとなります（3名で議決権が合計67になり総議決権の3分の2に達する。）。